

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限等：平成27年7月1日現在

福島県		出荷制限	摂取制限
野菜類	原乳	2市6町3村※1	—
	非結球性葉菜類 (ホウレンソウ、コマツナ等)	—	—
	結球性葉菜類 (キャベツ等)	1市5町2村※2	1市5町2村※2
	アブラナ科の花蕾類 (ブロッコリ、カリフラワー等)	—	—
	カブ	—	—
	原産シイタケ(露地栽培)	福島市、二本松市、伊達市、本宮市、相馬市、南相馬市、田村市(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)、川俣町、浪江町、双葉町、大熊町、富岡町、楢葉町、広野町、飯館村、葛尾村、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)	飯館村
	原産シイタケ(施設栽培)	川俣町	—
	原産ナメコ(露地栽培)	相馬市、いわき市	—
	キノコ類 (野生のものに限る。)	福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、会津若松市、喜多方市、相馬市、南相馬市、いわき市、桑折町、国見町、川俣町、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、矢吹町、棚倉町、矢祭町、埴町、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、二島町、会津美里町、下郷町、只見町、広野町、楢葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、新地町、大玉村、天栄村、玉川村、平田村、西郷村、泉崎村、中島村、飯川村、北塩原村、昭和村、川内村、葛尾村、飯館村	南相馬市 いわき市 棚倉町
	タケノコ	福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、相馬市、南相馬市、いわき市、桑折町、川俣町、三春町、広野町、楢葉町、新地町、大玉村、天栄村、西郷村、川内村、葛尾村	—
	ワサビ (畑において栽培されたものに限る。)	伊達市、川俣町	—
	ウド(野生のものに限る。)	須賀川市、相馬市、広野町、楢葉町、川内村、葛尾村	—
	クサソテツ(こごみ)	福島市、二本松市、伊達市、郡山市、田村市、相馬市、桑折町、国見町、川俣町、古殿町、三春町、広野町、楢葉町、大玉村、葛尾村	—
	クサソテツ(こごみ) (野生のものに限る。)	南相馬市、会津美里町	—
	コシアブラ	福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、会津若松市、喜多方市、相馬市、南相馬市、いわき市、桑折町、国見町、川俣町、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、矢吹町、棚倉町、矢祭町、埴町、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、二島町、会津美里町、下郷町、只見町、広野町、楢葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、新地町、大玉村、天栄村、玉川村、平田村、西郷村、泉崎村、中島村、飯川村、北塩原村、昭和村、川内村、葛尾村	—
	ゼンマイ	二本松市、郡山市、須賀川市、田村市、相馬市、南相馬市、いわき市、川俣町、楢葉町、川内村、葛尾村	—
	ゼンマイ(野生のものに限る。)	広野町、大玉村	—
	ウワバシソウ(野生のものに限る。)	須賀川市、国見町	—
	タラマン(野生のものに限る。)	福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、相馬市、南相馬市、いわき市、桑折町、川俣町、鏡石町、古殿町、埴町、猪苗代町、広野町、新地町、大玉村、西郷村、泉崎村、飯川村、川内村、葛尾村	—
	フキ	葛尾村	—
フキ(野生のものに限る。)	桑折町、楢葉町、天栄村	—	
フキノトウ(野生のものに限る。)	福島市、伊達市、田村市、相馬市、南相馬市、桑折町、国見町、川俣町、広野町、楢葉町、葛尾村	—	
ワラビ	福島市、伊達市、南相馬市、いわき市、川俣町、楢葉町、飯川村、葛尾村	—	
ワラビ(野生のものに限る。)	二本松市、喜多方市、広野町	—	
ウム	南相馬市	—	
ユズ	福島市、伊達市、南相馬市、桑折町	—	
クリ	二本松市、伊達市、南相馬市	—	
キウイフルーツ	南相馬市(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峠、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字松木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字師匠、原町区片倉字津及及び原町区大原字和田城の区域。)、楢葉町(山木屋の区域に限る。)、楢葉町(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)	—	
雑穀	小豆	福島市(旧大笹生村の区域に限る。)、南相馬市(旧石神村の区域に限る。)(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される小豆を除く。)	—
	大豆	福島市(旧野田村、旧平野村、旧立山山村、旧佐倉村、旧水保村及び旧塚塚村の区域に限る。)、二本松市(旧小浜町及び旧伏木村の区域に限る。)、本宮市(旧和木沢村(白沢村)及び旧白岩村の区域に限る。)、須賀川市(旧長沼町の区域に限る。)、南相馬市(旧石神村の区域に限る。)、大玉村(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される大豆を除く。)	—
穀類	米(平成23年度)	福島市(旧福島市及び旧小国村の区域に限る。)、二本松市(旧浪江村の区域に限る。)、伊達市(旧堰本村、旧杜沢村、旧富成村、旧掛田町、旧小国村及び旧月館町の区域に限る。)	—
	米(平成24年度)	※3(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される米を除く。)	—
	米(平成25年度)	※4(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される米を除く。)	—
	米(平成26年度)	※5(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される米を除く。)	—
	米(平成27年度)	※6(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される米を除く。)	—
水産物	ヤマメ(養殖を除く。)	秋元湖、猪苗代湖、小野川湖及び楢原湖並びにこれらの湖に流入する河川(支流を含む。ただし、酸川を除く。)、太田川(支流を含む。)、新田川(支流を含む。)、日橋川のうち東京電力株式会社金川発電所の上流(支流を含む。)、真野川(支流を含む。))並びに福島県内の阿武隈川(支流を含む。)	新田川 (支流を含む。)
	ウグイ	秋元湖、猪苗代湖、小野川湖及び楢原湖並びにこれらの湖に流入する河川(支流を含む。ただし、酸川及びその支流を除く。)、日橋川のうち東京電力株式会社金川発電所の上流(支流を含む。)、真野川(支流を含む。))並びに福島県内の阿武隈川(支流を含む。)	—
	ウナギ	福島県内の阿武隈川(支流を含む。)	—
	アユ(養殖を除く。)	真野川(支流を含む。)、新田川(支流を含む。))及び福島県内の阿武隈川のうち信夫ダムの下流(支流を含む。)	—
	イワナ(養殖を除く。)	秋元湖、小野川湖及び楢原湖並びにこれらの湖に流入する河川(支流を含む。)、酸川の支流、長瀬川(酸川との合流点から上流の部分に限る。))並びに福島県内の阿武隈川(支流を含む。)	—
	コイ(養殖を除く。)	秋元湖、小野川湖及び楢原湖並びにこれらの湖に流入する河川(支流を含む。)、阿賀川のうち大川ダムの下流(支流を含む。ただし、東京電力株式会社金川発電所の上流及び片門ダムの上流を除く。)、長瀬川(酸川との合流点から上流の部分に限る。))並びに福島県内の阿武隈川(支流を含む。)	—
	フナ(養殖を除く。)	秋元湖、小野川湖及び楢原湖並びにこれらの湖に流入する河川(支流を含む。)、阿賀川のうち大川ダムの下流(支流を含む。ただし、東京電力株式会社金川発電所の上流及び片門ダムの上流を除く。)、長瀬川(酸川との合流点から上流の部分に限る。)、真野川(支流を含む。))並びに福島県内の阿武隈川のうち信夫ダムの下流(支流を含む。)	—
	水産物29種※7	最大高潮時海岸線と上宮城福島両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線と福島茨城両県界の正東の線及び福島県最大高潮時海岸線と開いた海域	—
	牛肉※8	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。	—
	イノシシの肉	全域	—
カルガモの肉	全域	6市10町4村※9	
キジの肉	全域	—	
クマの肉	福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、会津若松市、喜多方市、桑折町、国見町、川俣町、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、矢吹町、棚倉町、矢祭町、埴町、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、二島町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、大玉村、天栄村、玉川村、平田村、西郷村、泉崎村、中島村、飯川村、北塩原村、湯川村、昭和村、楢枝岐村	—	
ノウサギの肉	全域	—	
ヤマドリ肉	全域	—	

※1 田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峠、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字松木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字師匠、原町区片倉字津及及び原町区大原字和田城の区域に限る。)、川俣町(山木屋の区域に限る。)、楢葉町(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)、葛尾村、飯館村

※2 南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峠、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字松木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字師匠、原町区片倉字津及及び原町区大原字和田城の区域に限る。)、川俣町(山木屋の区域に限る。)、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、川内村、葛尾村及び飯館村

※3 福島県広野町、楢葉町(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、川内村(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、田村市(郡都路、船引町横道、船引町中山字小塚及び下字馬沢、常楽町福地、常楽町山楢並びに市内国有林福島県管理第251林班の一部、252林班、253林班及び270林班まで、2088林班の一部、2089林班から2091林班まで、2095林班から2099林班まで及び2130林班の区域を除く。)、福島市(旧福島市(浅利、小倉寺及び南向谷を除く。)、旧野田村、旧楢原村、旧野田村、旧白井村、旧川俣町、旧松川町、旧会津川村、旧水原村及び旧立山山村の区域に限る。)、伊達市(旧月館町(月館町月館/腕)、松川川原、川向及び塚ノ腰に限る。))及び月館町御代田(北、東、西及び新郷ノ内に限る。))、旧掛田町(窪山山崎山に限る。)、旧杜沢村(奥町町(高倉、原町区片倉字津及の区域に限る。))、善導(字立山、字山崎)及び宇業谷の区域に限る。)、高倉(字助常、字吹屋峠、字七曲、字森及び字松木屋の区域に限る。))、小沢(字善導谷を除く区域に限る。))、下江井、小沢、堤谷、江井、米沢、小水、柳倉、大塚、宇田塚、字森合、字森合及び字野首前等の区域に限る。)、高野(字野田、字北内、字山崎、字高田、字三川原、字理塚、字原、字原谷内、字野ノ内、字弥生、字善導、字善導、字中平、字大保原、字花木内及び字高林の区域に限る。))及び大塚(字和田城の区域に限る。))並びに市内国有林磐城森林管理第2004林班から2087林班まで、2088林班の一部、2089林班から2109林班まで、2104林班から2109林班まで及び2130林班を除く区域に限る。))、伊達市(旧堰本村、旧杜沢村、旧飯館村、旧野田村(奥町町)の区域に限る。))、本宮市(旧白岩村の区域に限る。))、川俣町(山木屋並びに市内国有林福島県管理第161林班から165林班まで及び167林班の区域に限る。))、大玉村(旧玉井村の区域に限る。))、広野町、楢葉町、川内村及び飯館村(福島県内磐城森林管理第2004林班、2090林班及び2012林班から2013林班までを除く区域に限る。))

※4 福島県福島市(旧福島市、旧小国村、旧立山山村、旧松川町、旧水原村、旧白井村及び旧平田町の区域に限る。)、郡山市(旧富久山町の区域に限る。)、須賀川市(旧西会津の区域に限る。)、相馬市(旧野田市の区域に限る。)、二本松市(旧浪江川町の区域に限る。))、田村市(郡都路、船引町横道、船引町中山字小塚及び下字馬沢、常楽町福地、常楽町山楢並びに市内国有林福島県管理第251林班の一部、252林班、253林班まで、2088林班の一部、2089林班から2091林班まで、2095林班から2099林班まで及び2130林班の区域を除く。))、南相馬市(旧南相馬市(高倉、原町区片倉字津及の区域に限る。))、善導(字立山、字山崎)及び宇業谷の区域に限る。))、高倉(字助常、字吹屋峠、字七曲、字森及び字松木屋の区域に限る。))、小沢(字善導谷を除く区域に限る。))、下江井、小沢、堤谷、江井、米沢、小水、柳倉、大塚、宇田塚、字森合、字森合及び字野首前等の区域に限る。))、高野(字野田、字北内、字山崎、字高田、字三川原、字理塚、字原、字原谷内、字野ノ内、字弥生、字善導、字善導、字中平、字大保原、字花木内及び字高林の区域に限る。))及び大塚(字和田城の区域に限る。))並びに市内国有林磐城森林管理第2004林班から2087林班まで、2088林班の一部、2089林班から2109林班まで、2104林班から2109林班まで及び2130林班を除く区域に限る。))、伊達市(旧堰本村、旧杜沢村、旧飯館村、旧野田村(奥町町)の区域に限る。))、本宮市(旧白岩村の区域に限る。))、川俣町(山木屋並びに市内国有林福島県管理第161林班から165林班まで及び167林班の区域に限る。))、大玉村(旧玉井村の区域に限る。))、広野町、楢葉町、川内村及び飯館村(福島県内磐城森林管理第2004林班、2090林班及び2012林班から2013林班までを除く区域に限る。))

※5 福島県南相馬市(平成24年3月30日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)、川俣町(平成25年8月7日付け指示により設定された原住制限区域及び避難指示解除準備区域に限る。)、楢葉町、富岡町(平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。))、大熊町(平成24年11月30日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。))、双葉町(平成25年5月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。))、浪江町(平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。))、川内村(平成24年9月30日付け指示により設定された原住制限区域及び避難指示解除準備区域に限る。))、葛尾村(平成25年5月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。))及び飯館村(平成24年6月15日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。))

※6 福島県南相馬市(平成24年3月30日付け指示により設定された原住制限区域及び避難指示解除準備区域に限る。)、川俣町(平成25年8月7日付け指示により設定された原住制限区域及び避難指示解除準備区域に限る。))、楢葉町、富岡町(平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。))、大熊町(平成24年11月30日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。))、双葉町(平成25年5月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。))、浪江町(平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。))、川内村(平成24年9月30日付け指示により設定された原住制限区域及び避難指示解除準備区域に限る。))、葛尾村(平成25年5月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。))及び飯館村(平成24年6月15日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。))

※7 アナナス、アカシタビラ、イカゴ(種を除く。)、インゲイ、ウスマムシ、ウミタナゴ、エゾイナシメ、カサゴ、キツネムシ、クロウソクシタ、クローン、クワダ、モモンカスベ、サクラマス、サブリコ、シロマルシ、スズキ、ナガツク、ヌマガレイ、ハバシレイ、ヒシガング、ヒラメ、ホシガレイ、マアゴ、マコガレイ、マコシ、マツガ、ムツシ、イシガレイ

※8 当該県において飼養されている牛について、県外への移動(12月齢未満の牛のものを除く。))及び当該県への出荷を控える必要がある

※9 福島市、二本松市、伊達市、本宮市、相馬市、南相馬市、桑折町、国見町、川俣町、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、矢吹町、棚倉町、矢祭町、埴町、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、二島町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、大玉村、天栄村、玉川村、平田村、西郷村、泉崎村、中島村、飯川村、北塩原村、湯川村、昭和村、楢枝岐村

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限等：平成27年7月1日現在

青森県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	青森市、十和田市、髭ヶ沢町、陸上町
岩手県		出荷制限
野菜類	原木シイタケ(露地栽培)	釜石市、奥州市、金ヶ崎町、平泉町 大船渡市、遠野市、一関市、陸前高田市、花巻市、北上市、住田町、大槌町、山田町(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)を除く。)
	原木クリタケ(露地栽培)	一関市、奥州市
	原木ナメコ(露地栽培)	大船渡市、一関市、陸前高田市、釜石市、奥州市
	キノコ類(野生のものに限る。)	大船渡市、遠野市、一関市、陸前高田市、釜石市、奥州市、金ヶ崎町、平泉町、住田町
	タケノコ	一関市、陸前高田市、奥州市
	コシアブラ	盛岡市、花巻市、北上市、遠野市、一関市、釜石市、奥州市、住田町
	ゼンマイ	一関市、奥州市、住田町
	セリ(野生のものに限る。)	一関市、奥州市
ワラビ(野生のものに限る。)	一関市、陸前高田市、釜石市、奥州市、平泉町	
水産物	クロダイ	最大高潮時海岸線上岩手宮城両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
	スズキ	
	イワナ(養殖を除く。)	船井川(支流を含む。)&及び砂鉄川(支流を含む。)
肉	牛の肉*	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。
	シカの肉	全域
	クマの肉	全域
	ヤマドリ肉	全域
宮城県		出荷制限
野菜類	原木シイタケ(露地栽培)	石巻市、気仙沼市、白石市、名取市、角田市、栗原市、東松島市、蔵王町、七ヶ宿町、村田町、川崎町、丸森町、富谷町、大衡村、色麻町、加美町、南三陸町 仙台市、登米市、大崎市、大和町(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)を除く。)
	キノコ類(野生のものに限る。)	仙台市、栗原市、大崎市
	タケノコ	栗原市、丸森町(旧耕野村、旧丸森町及び旧小斎村の区域を除く。)
	クサソテツ(こごみ)	気仙沼市、栗原市
	クサソテツ(こごみ)(野生のものに限る。)	大崎市
	コシアブラ	気仙沼市、登米市、栗原市、大崎市、七ヶ宿町、大和町、南三陸町
	ゼンマイ	気仙沼市、大崎市、丸森町
タラノメ(野生のものに限る。)	気仙沼市、栗原市、大崎市	
穀類	米(平成25年産)	栗原市(旧沢辺村の区域に限る。)(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される米を除く。)
水産物	クロダイ	最大高潮時海岸線上岩手宮城両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
	スズキ	
	イワナ(養殖を除く。)	一迫川のうち花山ダムの上流(支流を含む。)、江合川のうち鳴子ダムの上流(支流を含む。)、基石川のうち釜房ダムの上流(支流を含む。)、三迫川のうち栗駒ダムの上流(支流を含む。)、名取川のうち秋保大滝の上流(支流を含む。)、二迫川のうち荒砥沢ダムの上流(支流を含む。)、広瀬川(支流を含む。)&及び松川(支流を含む。)&ただし、濁川及びその支流並びに澄川4号堰堤の上流を除く。)
	アユ(養殖を除く。)	宮城県内の阿武隈川(支流を含む。)&ただし、白幡堰堤の上流を除く。)
	ヤマメ(養殖を除く。)	宮城県内の阿武隈川(支流を含む。)&ただし、七ヶ宿ダムの上流を除く。)
肉	ウグイ	宮城県内の阿武隈川(支流を含む。)&ただし、七ヶ宿ダムの上流を除く。)&及び同県内の北上川(支流を含む。)
	牛の肉*	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。
	イノシシの肉	全域
クマの肉	全域	
山形県		出荷制限
肉	クマの肉	全域
茨城県		出荷制限
野菜類	原木シイタケ(露地栽培)	土浦市、ひたちなか市、守谷市、常陸大宮市、那珂市、行方市、鉾田市、つくばみらい市、小美玉市、茨城町、阿見町
	原木シイタケ(施設栽培)	土浦市、鉾田市、茨城町
	タケノコ	石岡市、龍ヶ崎市、北茨城市、ひたちなか市、潮来市、鉾田市、小美玉市、茨城町、大洗町、利根町、東海村
	コシアブラ(野生のものに限る。)	日立市、常陸太田市、常陸大宮市
水産物	コモンカスベ	
	シロメバル	最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上茨城千葉両県界の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
	スズキ	
	インガレイ	最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、北緯36度38分の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
	アメリカナマズ(養殖を除く。)	霞ヶ浦、北浦及び外浪逆浦並びにこれらの湖沼に流入する河川並びに常陸利根川
ウナギ	茨城県内の利根川のうち境大橋の下流(支流を含む。)	
肉	イノシシの肉	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイノシシの肉を除く。

* 当該県において飼養されている牛について、県外への移動(12歳未満の牛のものを除く。)&及びと畜場への出荷を差し控えるよう要請

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限等：平成27年7月1日現在

栃木県		出荷制限
野菜類	原木シイタケ(露地栽培)	足利市、栃木市(旧岩舟町を除く。)、鹿沼市、真岡市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、上三川町、益子町、市貝町、壬生町、塩谷町、高根沢町、那須町 宇都宮市、日光市、大田原市、茂木町、芳賀町、那珂川町(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)を除く。)
	原木シイタケ(施設栽培)	那須町 鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、芳賀町、壬生町(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(施設栽培)を除く。)
	原木クリタケ(露地栽培)	宇都宮市、足利市、佐野市、鹿沼市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、上三川町、茂木町、市貝町、芳賀町、壬生町、塩谷町、高根沢町
	原木ナメコ(露地栽培)	佐野市、鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、那須烏山市、壬生町、那須町、那珂川町
	キノコ類(野生のものに限る。)	鹿沼市、日光市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、那須烏山市、益子町、茂木町、塩谷町、那須町、那珂川町
	タケノコ	日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、那須町
	クサソテツ(こごみ)(野生のものに限る。)	大田原市、那須塩原市、那須町
	コシアブラ(野生のものに限る。)	宇都宮市、鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、茂木町、市貝町、塩谷町、高根沢町、那須町、那珂川町
	サンショウ(野生のものに限る。)	宇都宮市、日光市、大田原市、那須塩原市
	ゼンマイ(野生のものに限る。)	鹿沼市、日光市、那須町
	タラノメ(野生のものに限る。)	宇都宮市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、市貝町、塩谷町、那須町
	ワラビ(野生のものに限る。)	宇都宮市、鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市
肉	クマ	大田原市、那須塩原市、那須町
	牛の肉*	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。
	イノシシの肉	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイノシシの肉を除く。
	シカ	シカ
	シカの肉	全域
群馬県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	沼田市、安中市、長野原町、東吾妻町、みなかみ町、嬬恋村、高山村
水産物	イワナ(養殖を除く。)	吾妻川のうち岩島橋から東京電力株式会社佐久発電所吾妻川取水施設までの区間(支流を含む。)&及び薄根川(支流を含む。)
	ヤマメ(養殖を除く。)	吾妻川のうち岩島橋から東京電力株式会社佐久発電所吾妻川取水施設までの区間(支流を含む。)
肉	イノシシの肉	全域
	クマの肉	全域
	シカの肉	全域
	ヤマドリ	全域
埼玉県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	鳩山町、ときがわ町、横瀬町、皆野町
千葉県		出荷制限
野菜類	原木シイタケ(露地栽培)	千葉市、流山市、八千代市、我孫子市、印西市、白井市 佐倉市、君津市、富津市、山武市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)を除く。)
	原木シイタケ(施設栽培)	君津市、富津市、山武市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(施設栽培)を除く。)
	タケノコ	我孫子市、栄町
水産物	ギンブナ	手賀沼及び手賀沼に流入する河川(支流を含む。)&並びに手賀川(支流を含む。)
	ウナギ	千葉県内の利根川のうち境大橋の下流(支流を含む。)&ただし、印旛排水機場及び印旛水門の上流、両総用水第一揚水場の下流、八筋川、与田浦並びに与田浦川を除く。)
肉	イノシシの肉	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイノシシの肉を除く。
新潟県		出荷制限
肉	クマの肉	全域(佐渡市及び粟島浦村を除く。)
山梨県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	富士吉田市、富士河口湖町、鳴沢村
長野県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	小諸市、佐久市、小海町、軽井沢町、御代田町、南牧村、佐久穂町
	コシアブラ	長野市、中野市、軽井沢町、木島平村、野沢温泉村
静岡県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	富士宮市、富士市、御殿場市、裾野市、小山町

* 当該県において飼養されている年について、県外への移動(12月齢未満の年のものを除く。)&及びと畜場への出荷を差し控えるよう要請

福島県		出荷制限		
クサソテツ(ごこみ)	H23.8.9	福島市、桑折町		
	H24.5.1	福島市、伊達市、鹿島町、三春町		
	H24.5.2	川俣町		
	H24.5.7	田村市、古殿町		
	H24.5.10	二本松市、大玉村		
	H25.4.30	郡山市		
	H25.5.14	喜望峯町、高尾村		
	H27.5.19	広野町		
	H28.4.24	会津坂下町		
	H27.4.30	南相馬市		
クサソテツ(ごこみ) (野生のものに限る。)	H24.5.2	福島市、二本松市		
	H24.5.7	郡山市、白河市、喜多方市、会津坂下町、福島市、桑折町		
	H24.5.10	伊達市、鹿島町、矢祭町、慶徳町、下郷町、大玉村、西郷村、鏡川村		
	H24.5.14	須賀川市、いわき市、川俣町、石川町、天栄村		
	H24.5.17	桑折町、南宮町		
	H25.5.7	磐梯町、北塩原村		
	H25.5.14	喜望峯町		
	H25.5.18	福島市、南相馬市、古殿町、南会津町、新地町、泉崎村		
	H25.5.20	三島町、川内村		
	H25.5.22	浜川町、広野町		
コンナブラ	H25.5.28	本宮市、田村市、小野町、矢野町、会津坂下町、玉川村、平田村、中島村		
	H25.5.29	三春町		
	H25.5.29	会津磐梯町、鏡石町		
	H25.5.29	会津川口町		
	H25.5.10	磐梯町		
	H24.5.2	いわき市、二本松市		
	H24.5.10	喜望峯町		
	H24.5.24	川俣町		
	H25.5.1	南相馬市		
	H25.5.14	喜望峯町、高尾村		
ゼンマイ	H25.5.18	須賀川市		
	H25.5.20	川内村		
	H25.5.10	郡山市		
	H27.5.11	田村市		
	H25.5.14	広野町、大玉村		
	ゼンマイ (野生のものに限る。)	H25.5.14	須賀川市、鹿島町	
		ウワシソテツ (野生のものに限る。)	H25.5.1	いわき市、福島市、伊達市、桑折町
			H24.5.2	福島市
			H24.5.7	郡山市、白河市、塩町、新地町
			H24.5.10	大玉村、西郷村
H24.5.14			川俣町	
H25.4.25			南相馬市	
H25.5.14			広野町、鏡川村、高尾村	
H25.5.18			二本松市、古殿町、泉崎村	
H25.5.20			川内村	
H25.5.28	本宮市、須賀川市			
フキ	H25.5.29	鏡石町		
	H25.5.10	田村市		
	H25.5.14	磐梯町		
	H27.5.25	喜望峯町		
	H25.5.19	桑折町、磐梯町		
	H25.5.10	天栄村		
	フキ (野生のものに限る。)	H24.5.8	福島市、川俣町、田村市、南相馬市、広野町	
		H24.5.14	伊達市、桑折町、鹿島町	
		H25.4.11	喜望峯町、高尾村	
		H27.2.25	南相馬市	
H24.5.10		いわき市、伊達市		
H24.5.17		福島市、川俣町		
H24.5.17		福島市、川俣町		
H24.5.17		福島市、川俣町		
H24.5.17		福島市、川俣町		
H24.5.17		福島市、川俣町		
フラビ	H24.5.17	福島市、川俣町		
	H24.5.17	福島市、川俣町		
	H24.5.17	福島市、川俣町		
	H24.5.17	福島市、川俣町		
	H24.5.17	福島市、川俣町		
	H24.5.17	福島市、川俣町		
	H24.5.17	福島市、川俣町		
	H24.5.17	福島市、川俣町		
	H24.5.17	福島市、川俣町		
	H24.5.17	福島市、川俣町		
フラビ (野生のものに限る。)	H23.6.2	H25.10.21解除：福島市、伊達市、桑折町		
	H23.6.8	南相馬市		
	H24.6.6	H25.10.21解除：田代町		
	H23.6.6	H24.7.11解除：相馬市		
	H23.8.29	福島市、南相馬市		
	H23.10.14	伊達市、桑折町		
	H24.1.10	H27.1.29解除：いわき市		
	H23.9.29	伊達市、南相馬市		
	H24.1.10	H25.1.17解除：いわき市		
	H23.12.9	H26.1.17解除：相馬市		
キウイフルーツ	H23.12.9	南相馬市		
	H23.12.9	南相馬市		
	H23.12.9	南相馬市		
	H23.12.9	南相馬市		
	H23.12.9	南相馬市		
	H23.12.9	南相馬市		
	H23.12.9	南相馬市		
	H23.12.9	南相馬市		
	H23.12.9	南相馬市		
	H23.12.9	南相馬市		
小豆	H23.12.9	南相馬市		
	H23.12.9	南相馬市		
	H23.12.9	南相馬市		
	H23.12.9	南相馬市		
	H23.12.9	南相馬市		
	H23.12.9	南相馬市		
	H23.12.9	南相馬市		
	H23.12.9	南相馬市		
	H23.12.9	南相馬市		
	H23.12.9	南相馬市		
大豆	H23.12.9	南相馬市		
	H23.12.9	南相馬市		
	H23.12.9	南相馬市		
	H23.12.9	南相馬市		
	H23.12.9	南相馬市		
	H23.12.9	南相馬市		
	H23.12.9	南相馬市		
	H23.12.9	南相馬市		
	H23.12.9	南相馬市		
	H23.12.9	南相馬市		
米(平成23年度)	H23.11.17	福島市(田代町の区域に限る。)		
	H23.11.29	伊達市(田代町の区域に限る。)		
	H23.12.5	福島市(田代町の区域に限る。)		
	H23.12.8	二本松市(田代町の区域に限る。)		
	H23.12.9	伊達市(田代町の区域に限る。)		
	H23.12.19	伊達市(田代町の区域に限る。)		
	H24.1.4	伊達市(田代町の区域に限る。)		
	H23.11.17	福島市(田代町の区域に限る。)		
	H23.11.29	伊達市(田代町の区域に限る。)		
	H23.12.5	福島市(田代町の区域に限る。)		
米(平成24年度)	H23.11.17	福島市(田代町の区域に限る。)		
	H23.11.29	伊達市(田代町の区域に限る。)		
	H23.12.5	福島市(田代町の区域に限る。)		
	H23.12.8	二本松市(田代町の区域に限る。)		
	H23.12.9	伊達市(田代町の区域に限る。)		
	H23.12.19	伊達市(田代町の区域に限る。)		
	H24.1.4	伊達市(田代町の区域に限る。)		
	H23.11.17	福島市(田代町の区域に限る。)		
	H23.11.29	伊達市(田代町の区域に限る。)		
	H23.12.5	福島市(田代町の区域に限る。)		
米(平成25年度)	H23.11.17	福島市(田代町の区域に限る。)		
	H23.11.29	伊達市(田代町の区域に限る。)		
	H23.12.5	福島市(田代町の区域に限る。)		
	H23.12.8	二本松市(田代町の区域に限る。)		
	H23.12.9	伊達市(田代町の区域に限る。)		
	H23.12.19	伊達市(田代町の区域に限る。)		
	H24.1.4	伊達市(田代町の区域に限る。)		
	H23.11.17	福島市(田代町の区域に限る。)		
	H23.11.29	伊達市(田代町の区域に限る。)		
	H23.12.5	福島市(田代町の区域に限る。)		

※ 〇の箇所は、出荷制限の対象

福島県	
出荷制限	
米（平成26年度）	H26.3.20～ 福島県南相馬市（平成24年3月30日付け告示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）、川俣町（平成25年8月7日付け告示により設定された居住制限区域及び避難指示解除準備区域に限る。）、喜望峯町（平成25年8月7日付け告示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）、大鷹町（平成24年11月30日付け告示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）、浪江町（平成25年8月7日付け告示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）、川内村（平成24年3月30日付け告示により設定された居住制限区域及び避難指示解除準備区域に限る。）、高尾村（平成25年8月7日付け告示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）及び飯館村（平成24年6月16日付け告示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）（県の定める管理計画に基づき管理される米は出荷制限の対象から除く。）
米（平成27年度）	H27.3.20～ 福島県南相馬市（平成24年3月30日付け告示により設定された居住制限区域及び避難指示解除準備区域に限る。）、川俣町（平成25年8月7日付け告示により設定された居住制限区域及び避難指示解除準備区域に限る。）、喜望峯町（平成25年8月7日付け告示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）、大鷹町（平成24年11月30日付け告示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）、浪江町（平成25年8月7日付け告示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）、川内村（平成24年3月30日付け告示により設定された居住制限区域及び避難指示解除準備区域に限る。）、高尾村（平成25年8月7日付け告示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）及び飯館村（平成24年6月16日付け告示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）（県の定める管理計画に基づき管理される米は出荷制限の対象から除く。）
イカナゴの稚魚	H23.4.20～H24.6.22解除 全域 H23.8.8～：磐先、楯原及び小野川遊歩道にこれらの間に流入する河川、奥山川（難川との合流直上から上流の部分に限る。）及び福島県内の両栗川（支流を含む。） H23.8.17～：真野川（支流を含む。）、 H24.8.29～：新田川（支流を含む。）、 H24.8.29～：太田川（支流を含む。）、 H24.4.6～：難川（支流に限る。）、 H24.4.24～：菅代川、菅代川に流入する河川（支流を含む。）、及び日置川のうち東京電力株式会社金川発電所より上流（支流を含む。）、 H24.6.7～H26.7.30解除 福島県内の久慈川（支流を含む。）、 H23.8.17～：真野川（支流を含む。）、 H23.8.27～：両栗川のうち巻失ガムの下流（支流を含む。）、 H24.8.29～：磐先、楯原及び小野川遊歩道にこれらの間に流入する河川、奥山川（難川との合流直上から上流部分に限る。）、 H24.4.24～：菅代川、菅代川に流入する河川（支流を含む。）、ただし、難川及びその支流を除く。）、及び日置川のうち東京電力株式会社金川発電所より上流（支流を含む。）、 H24.5.24～H26.10.24解除 福島県内の只見川のうち達ダムの上流（支流を含む。）、ただし、只見ダムの上流を除く。）、 H24.8.31～：両栗川のうち巻失ガムの上流（支流を含む。）、 H24.8.27～：福島県内の両栗川（支流を含む。）、 H24.4.6～：両栗川（支流を含む。）、 H24.4.12～：難川（支流に限る。）、 H24.4.24～：磐先、小野川遊歩道及び楯原遊歩道にこれらの間に流入する河川（支流を含む。）、只見川のうち本名ダム下流（支流を含む。）、奥山川（難川との合流直上から上流部分に限る。）、並びに日置川のうち東京電力株式会社金川発電所の下流（支流を含む。）、ただし、東山ダムの上流を除く。）、 H24.5.31～H24.9.19解除 楯原川（支流を含む。）、 H24.4.24～H26.8.29解除 只見川のうち本名ダムから上田ダムの間（支流を含む。）、ただし、只見ダムの上流を除く。）、 H24.4.24～H26.12.11解除 只見川のうち上田ダムの下流（支流を含む。）、 H24.4.24～H27.1.14解除 日置川のうち東京電力株式会社金川発電所の下流（支流を含む。）、ただし、東山ダムの上流を除く。）、 H24.4.27～：磐先、小野川遊歩道及び楯原遊歩道にこれらの間に流入する河川（支流を含む。）、両栗川のうち大川ガムの下流（支流を含む。）、ただし、東京電力株式会社金川発電所の上流及び片門ダムの上流を除く。）、並びに奥山川（難川との合流直上から上流部分に限る。）、 H24.8.10～：福島県内の両栗川のうち巻失ガムの下流（支流を含む。）、 H24.8.18～：福島県内の両栗川のうち巻失ガムの下流（支流を含む。）、 H24.4.27～：磐先、小野川遊歩道及び楯原遊歩道にこれらの間に流入する河川（支流を含む。）、両栗川のうち大川ガムの下流（支流を含む。）、ただし、東京電力株式会社金川発電所の上流及び片門ダムの上流を除く。）、 H24.8.10～：福島県内の両栗川のうち巻失ガムの下流（支流を含む。）、
イワナ（養殖を除く。）、	H24.5.31～H24.9.19解除 楯原川（支流を含む。）、 H24.4.24～H26.8.29解除 只見川のうち本名ダムから上田ダムの間（支流を含む。）、ただし、只見ダムの上流を除く。）、 H24.4.24～H26.12.11解除 只見川のうち上田ダムの下流（支流を含む。）、 H24.4.24～H27.1.14解除 日置川のうち東京電力株式会社金川発電所の下流（支流を含む。）、ただし、東山ダムの上流を除く。）、
ウグイ	H23.8.17～：真野川（支流を含む。）、 H23.8.27～：両栗川のうち巻失ガムの下流（支流を含む。）、 H24.4.24～：菅代川、菅代川に流入する河川（支流を含む。）、ただし、難川及びその支流を除く。）、及び日置川のうち東京電力株式会社金川発電所より上流（支流を含む。）、 H24.5.24～H26.10.24解除 福島県内の只見川のうち達ダムの上流（支流を含む。）、ただし、只見ダムの上流を除く。）、 H24.8.31～：両栗川のうち巻失ガムの上流（支流を含む。）、 H24.8.27～：福島県内の両栗川（支流を含む。）、 H24.4.6～：両栗川（支流を含む。）、 H24.4.12～：難川（支流に限る。）、 H24.4.24～：磐先、小野川遊歩道及び楯原遊歩道にこれらの間に流入する河川（支流を含む。）、只見川のうち本名ダム下流（支流を含む。）、奥山川（難川との合流直上から上流部分に限る。）、並びに日置川のうち東京電力株式会社金川発電所の下流（支流を含む。）、ただし、東山ダムの上流を除く。）、
ウナギ	H23.8.17～：真野川（支流を含む。）、 H23.8.27～：両栗川のうち巻失ガムの下流（支流を含む。）、 H24.4.6～：両栗川（支流を含む。）、 H24.4.12～：難川（支流に限る。）、 H24.4.24～：磐先、小野川遊歩道及び楯原遊歩道にこれらの間に流入する河川（支流を含む。）、只見川のうち本名ダム下流（支流を含む。）、奥山川（難川との合流直上から上流部分に限る。）、並びに日置川のうち東京電力株式会社金川発電所の下流（支流を含む。）、ただし、東山ダムの上流を除く。）、
アユ（養殖を除く。）、	H23.8.17～：真野川（支流を含む。）、 H23.8.27～：両栗川のうち巻失ガムの下流（支流を含む。）、 H24.4.6～：両栗川（支流を含む。）、 H24.4.12～：難川（支流に限る。）、 H24.4.24～：磐先、小野川遊歩道及び楯原遊歩道にこれらの間に流入する河川（支流を含む。）、只見川のうち本名ダム下流（支流を含む。）、奥山川（難川との合流直上から上流部分に限る。）、並びに日置川のうち東京電力株式会社金川発電所の下流（支流を含む。）、ただし、東山ダムの上流を除く。）、
イワナ（養殖を除く。）、	H24.5.31～H24.9.19解除 楯原川（支流を含む。）、 H24.4.24～H26.8.29解除 只見川のうち本名ダムから上田ダムの間（支流を含む。）、ただし、只見ダムの上流を除く。）、 H24.4.24～H26.12.11解除 只見川のうち上田ダムの下流（支流を含む。）、 H24.4.24～H27.1.14解除 日置川のうち東京電力株式会社金川発電所の下流（支流を含む。）、ただし、東山ダムの上流を除く。）、
コイ（養殖を除く。）、	H24.4.27～：磐先、小野川遊歩道及び楯原遊歩道にこれらの間に流入する河川（支流を含む。）、両栗川のうち大川ガムの下流（支流を含む。）、ただし、東京電力株式会社金川発電所の上流及び片門ダムの上流を除く。）、並びに奥山川（難川との合流直上から上流部分に限る。）、 H24.8.10～：福島県内の両栗川のうち巻失ガムの下流（支流を含む。）、 H24.8.18～：福島県内の両栗川のうち巻失ガムの下流（支流を含む。）、 H24.4.27～：磐先、小野川遊歩道及び楯原遊歩道にこれらの間に流入する河川（支流を含む。）、両栗川のうち大川ガムの下流（支流を含む。）、ただし、東京電力株式会社金川発電所の上流及び片門ダムの上流を除く。）、 H24.8.10～：福島県内の両栗川のうち巻失ガムの下流（支流を含む。）、
フナ（養殖を除く。）、	H24.4.27～：磐先、小野川遊歩道及び楯原遊歩道にこれらの間に流入する河川（支流を含む。）、両栗川のうち大川ガムの下流（支流を含む。）、ただし、東京電力株式会社金川発電所の上流及び片門ダムの上流を除く。）、 H24.8.10～：福島県内の両栗川のうち巻失ガムの下流（支流を含む。）、
アヒナメ	
アサギカマメ	
イカナゴ（稚魚を除く。）、	
イシガレイ	
ウスミナル	
ウミナギ	
エビノイトイナメ	
ヒツミナル	
クロウシノシタ	
クロソイ	
クロダイ	
コモンカスベ	
サクラマス	
サブリウ	
シロミナル	
ススキ	
スマシロイ	
トビイロレイ	
ヒコフツツ	
ヒラメ	
ホシガレイ	
マアナゴ	
マコガレイ	
マゴチ	
ムラソイ	
ヒツノシロイ	
シラサギ	
カツラフシ	
カツラフシ	
マルセイ	H24.6.22～H26.4.16解除 最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線及び福島県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
ナガツカ	
マツワ	H24.7.12～：最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線及び福島県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
ホシシメ	
ホシシメ	
ショウサイフ	H24.8.23～H26.10.15解除 最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線及び福島県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
サブリ	H25.2.14～H26.7.9解除 最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線及び福島県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
カサゴ	H25.8.8～：最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線及び福島県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
ユメシロソ	H26.3.25～H26.5.29解除 最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線及び福島県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
シロシロ	H24.6.22～H26.7.9解除 最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線及び福島県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
オホムラサキウニ	
マダラ	H24.6.22～H27.1.14解除 最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線及び最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線が東経141度26分の線に交わる点と最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線が東経141度4分の線に交わる点を結んだ線、最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線及び福島県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
ムシガレイ	H24.6.22～H27.2.24解除 最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線及び福島県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
ニホ	H24.6.22～H27.4.29解除 最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線及び福島県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
イシガレイ	H24.6.22～H27.4.29解除 最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線及び福島県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
ナムシロ	H24.6.22～H27.6.30解除 最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線及び福島県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
半の肉	H23.7.19～H23.8.25一部解除 全域（県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛は出荷制限の対象から除く。） H23.11.9～：福島市、南相馬市、広野町、喜望峯町、宮岡町、大鷹町、浪江町、新地町、川内村、高尾村、飯館村 H23.11.25～：福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、田代町、川俣町、大玉村
イナシの肉	H23.12.2～：郡山市、須賀川市、田代町、白河市、いわき市、鏡石町、石川町、湯川町、古殿町、三穂町、小野町、矢吹町、棚倉町、矢野町、楳町、天栄村、玉川村、平田村、西郷村、桑崎村、中島村、能川村 H23.7.5～：会津若松市、喜多方市、西会津町、磐梯町、菅野代町、会津坂下町、磐梯町、三島町、会津町、会津美里町、北郷村、湯川村、殿和村、下郷町、只見町、南会津町、楢枝城村
カルガモの肉	H26.1.30～：全域
キジの肉	H26.1.30～：全域
クマの肉	H23.12.2～：郡山市、須賀川市、田代町、白河市、桑折町、田代町、川俣町、三穂町、小野町、鏡石町、石川町、湯川町、古殿町、失吹町、棚倉町、矢野町、楳町、天栄村、玉川村、平田村、西郷村、桑崎村、中島村、能川村 H24.7.27～：会津若松市、喜多方市、西会津町、磐梯町、菅野代町、会津坂下町、磐梯町、三島町、会津町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北郷村、湯川村、殿和村、楹枝城村
ノウサギの肉	H26.1.30～：全域
ヤマドリ	H24.11.13～：全域

※ 〃の箇所は、出荷制限の対象

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限の指示の実績：平成27年7月1日現在

青森県		出荷制限	
農産物	キノコ類(野生のものに限る。)	H24.10.28～：十和田市、藤上町 H24.10.30～：青森市 H25.10.1～：静ヶ沢町	
	水産物	H24.8.27～H24.10.31解除 青森県東通村尻屋崎灯台と北海道函館市恵山岬灯台とを結ぶ、同線の中心点の正東の線、北海道えりも町榎家岬灯台の正南の線、最大高潮時海岸線上青森市両岸界の正東の線及び青森県最大高潮時海岸線で囲まれた海域	
	タケノコ	H24.8.31～：一関市、奥州市 H25.4.30～：陸前高田市 H24.11.2～：一関市、奥州市	
野菜類	原木シタケ(露地栽培)	H24.4.19～H27.4.10一部解除：陸前高田市、住田町(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除く。) H24.4.20～H27.4.10一部解除：大船渡市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除く。) H24.4.25～：豊石市、平泉町 H24.4.25～H27.4.10一部解除：一関市、大槌町(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除く。) H24.5.7～：金ヶ崎町 H24.5.7～H27.4.10一部解除：遠野市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除く。) H24.5.7～H25.10.7一部解除：平谷市、花巻市、北上市、山田町(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除く。) H24.5.10～H25.4.8解除：盛岡市	
	原木ナメコ(露地栽培)	H24.10.18～：大船渡市、豊石市 H24.10.23～：陸前高田市 H24.11.2～：一関市、奥州市	
	キノコ類(野生のものに限る。)	H24.10.11～：一関市、陸前高田市、平泉町 H24.10.18～：豊石市 H24.10.18～：奥州市 H24.10.28～：大船渡市、金ヶ崎町 H24.11.7～：遠野市 H25.10.9～：住田町	
	コシアブラ	H24.5.10～：奥州市、花巻市 H24.5.14～：盛岡市 H24.5.15～：豊石市 H24.5.18～：住田町 H25.5.9～：北上市 H25.5.18～：遠野市 H27.8.12～：一関市	
	ゼンマイ	H24.5.18～：一関市、奥州市 H24.5.18～：住田町 H24.5.18～：奥州市、陸前高田市	
	ワラビ(野生のものに限る。)	H25.5.17～：一関市 H25.5.4～：平泉町 H25.5.7～：豊石市	
	雑穀	H25.14～H25.24一部解除：一関市(旧登清水村の区域に限る。)(県の定める管理計画に基づき管理される大豆は出荷制限の対象から除く。) ～H27.7.18解除	
	穀類	ソバ H24.11.13～H25.4.11解除：盛岡市(旧尻井村の区域に限る。)(一関市(旧大原町の区域に限る。)(県の定める管理計画に基づき管理されるソバは出荷制限の対象から除く。) H24.11.30～H25.4.11解除：奥州市(旧衣川村の区域に限る。)(県の定める管理計画に基づき管理されるソバは出荷制限の対象から除く。)	
	水産物	スズキ	H24.10.25～：最大高潮時海岸線上岩手宮城両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城県島田界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
		クロダイ	H24.11.18～：最大高潮時海岸線上岩手宮城両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城県島田界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
		マダラ	H24.5.2～H25.1.17解除：最大高潮時海岸線上岩手宮城両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城県島田界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
		ヒラメ	H25.6.4～H25.8.30解除：最大高潮時海岸線上岩手宮城両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、宮城県石巻市金華山頂上から正東の線、宮城県石巻市金華山頂上から正西に引いた同市牡鹿半島最大高潮時海岸線に至る線と囲まれた海域
肉	イワナ(養殖を除く。)	H24.5.8～：磐井川(支流を含む。)&及び砂浜川(支流を含む。)	
	ウグイ	H24.5.11～H27.3.10解除：岩手県内の北上川のうち四十四田ダムの下流(支流を含む。ただし、石羽根ダムの上流、石瀧ダムの上流、入畑ダムの上流、御所ダムの上流、外山ダムの上流、田瀬ダムの上流、網取ダムの上流、豊沢ダムの上流及び早池峰ダムの上流を除く。) H24.6.12～H26.7.31解除：気仙川(支流を含む。) H24.5.11～H25.8.25解除：大川(支流を含む。)	
	牛の肉	H23.8.1～H23.8.25一部解除：金楯(県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。)	
	クマの肉 シカの肉 ヤマドリ肉	H24.9.10～：金楯 H24.7.28～：金楯 H24.10.22～：金楯	
宮城県		出荷制限	
野菜類	タケノコ	H24.5.1～H27.4.24解除：白石市 H24.5.1～：丸森町(下記の区域を除く。) H24.5.1～H26.4.17解除：丸森町(旧野村の区域に限る。) H24.5.1～H27.4.24解除：丸森町(旧丸森町及び旧小斎村の区域に限る。)	
	原木シタケ(露地栽培)	H24.8.29～：栗原市 H24.1.18～：白石市、角田市 H24.9.8～：丸森町 H24.9.15～：鹿王町 H24.4.5～：村田町 H24.4.11～：気仙沼市、南三陸町 H24.4.12～：栗原市 H24.4.19～：石巻市 H24.4.20～H27.4.10一部解除：大崎市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除く。) H24.4.25～：東松島市 H24.4.25～H25.8.25一部解除：釜淵市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除く。) H24.4.27～：名取市、加美町 H24.5.7～：川崎町、宮古町 H24.5.8～：色麻町 H24.5.10～：七ヶ瀬町 H24.5.18～：大宮町 H24.4.27～H27.2.18一部解除：仙台市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除く。) H24.5.7～H27.2.18一部解除：大崎市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除く。)	
	キノコ類(野生のものに限る。)	H24.10.18～：栗原市、大崎市 H25.8.24～：仙台市 H24.4.27～：栗原市	
	クササテツ(こごみ)	H24.4.27～H27.8.23一部解除：大崎市(栽培されるクササテツは出荷制限の対象から除く。) H24.5.2～H27.5.25解除：加美町	
	コシアブラ	H24.5.9～：気仙沼市 H24.5.7～：釜淵市、栗原市 H24.5.9～：大崎市、南三陸町 H24.5.11～：気仙沼市、七ヶ瀬町 H24.5.7～：大崎市 H24.5.11～：気仙沼市、丸森町	
	ゼンマイ	H24.5.17～：大崎市	
	タラノ(野生のものに限る。)	H24.4.25～：気仙沼市、栗原市、大崎市	
	雑穀	大豆 H25.14～H25.3.15一部解除：栗原市(旧田村の区域に限る。)(県の定める管理計画に基づき管理される大豆は出荷制限の対象から除く。) ～H25.10.19解除	
	穀類	米(平成25年度) H25.10.19～H26.4.11解除：栗原市(旧金成村の区域に限る。)(県の定める管理計画に基づき管理される米は出荷制限の対象から除く。) H24.12.14～H26.2.25解除：大崎市(旧一栗村の区域に限る。)(県の定める管理計画に基づき管理されるソバは出荷制限の対象から除く。)	
	水産物	クロダイ	H24.8.29～：宮城県石巻市金華山頂上から正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城県島田界の正東の線、宮城県最大高潮時海岸線及び宮城県石巻市金華山頂上から正西に引いた同市牡鹿半島最大高潮時海岸線に至る線と囲まれた海域 H24.11.18～：最大高潮時海岸線上岩手宮城両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、宮城県石巻市金華山頂上から正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線及び宮城県石巻市金華山頂上から正西に引いた同市牡鹿半島最大高潮時海岸線に至る線と囲まれた海域
		スズキ	H24.4.12～：宮城県石巻市金華山頂上から正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城県島田界の正東の線、宮城県最大高潮時海岸線及び宮城県石巻市金華山頂上から正西に引いた同市牡鹿半島最大高潮時海岸線に至る線と囲まれた海域 H24.10.25～：最大高潮時海岸線上岩手宮城両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、宮城県石巻市金華山頂上から正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線及び宮城県石巻市金華山頂上から正西に引いた同市牡鹿半島最大高潮時海岸線に至る線と囲まれた海域
		ヒラメ	H24.5.30～H25.4.1解除：宮城県石巻市金華山頂上から正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城県島田界の正東の線、宮城県最大高潮時海岸線及び宮城県石巻市金華山頂上から正西に引いた同市牡鹿半島最大高潮時海岸線に至る線と囲まれた海域 H25.6.4～H25.8.30解除：最大高潮時海岸線上岩手宮城両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、宮城県石巻市金華山頂上から正東の線、宮城県石巻市金華山頂上から正西に引いた同市牡鹿半島最大高潮時海岸線に至る線と囲まれた海域
マダラ		H24.5.2～H24.8.30解除：マダラ(1尾の重量が1キログラム未満のものに限る。) H24.5.2～H25.1.17解除：マダラ(1尾の重量が1キログラム以上のもの)	
ヒガシフダ		H24.5.8～H26.2.18解除：宮城県石巻市金華山頂上から正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城県島田界の正東の線、宮城県最大高潮時海岸線及び宮城県石巻市金華山頂上から正西に引いた同市牡鹿半島最大高潮時海岸線に至る線と囲まれた海域	
アユ(養殖を除く。)		H25.8.27～：宮城県内の阿武隈川(支流を含む。ただし、七ヶ瀬ダムの上流を除く。)	
ヤマメ(養殖を除く。)		H25.6.27～H25.12.25解除：宮城県内の阿武隈川(支流を含む。))のうち、白樺澤より上流の白石川(支流を含む。) H24.4.20～：宮城県内の阿武隈川(支流を含む。ただし、七ヶ瀬ダムの上流を除く。) H24.5.14～：大倉川の太倉ダムより上流(支流を含む。)&及び名取川の釈尊大の支流(支流を含む。) H24.5.24～：三田川のうち熊野ダムの上流(支流を含む。)&及び仙川(支流を含む。ただし、熊川及びその支流並びに豊川4号堰の上流を除く。)	
イワナ(養殖を除く。)		H24.5.28～：江合川のうち鴨子ダムの上流(支流を含む。)&及び二道川のうち荒砥川の上流(支流を含む。) H24.8.22～：一迫川のうち花山ダムの上流(支流を含む。)&及び石川のうち豊野ダムの上流(支流を含む。)	
ウグイ		H24.12.8～：成瀬川(支流を含む。) H24.4.20～：宮城県内の阿武隈川(支流を含む。ただし、七ヶ瀬ダムの上流を除く。) H24.5.28～：宮城県内の北上川(支流を含む。)	
肉		牛の肉 H23.7.28～H23.8.19一部解除：金楯(県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。) H24.5.22～：内田町、丸森町、山元町 H24.5.25～：金楯(上記地域を除く。) H24.5.25～：金楯	

※ [] の箇所は、出荷制限の対象

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限の指示の実績：平成27年7月1日現在

山形県		出荷制限	
肉	クマの肉	H24.8.10～：全域	
実績		出荷制限	
野菜類	原乳	H23.2.23～4.10解除：全域	
	ホウレンソウ	H23.2.1～4.17解除：全域（下記地域を除く。） H23.2.1～6.1解除：北茨城市、高萩市	
	カキナ	H23.3.21～4.17解除：全域	
	パセリ	H23.2.23～4.17解除：全域	
	タケノコ	H24.4.8～：藤沢市、小美玉市	
		H24.4.6～H27.4.17解除：つくばみらい市	
		H24.4.13～：石岡市、鹿嶋市、茨城県、利根町	
		H24.4.13～H27.4.17解除：守谷市 H24.4.13～H27.4.24解除：取手市	
	原ホシタケ（露地栽培）	H24.4.18～：ひたちなか市、鉾田市、東海村	
		H24.4.28～：北茨城市、大洗町	
		H23.10.14～：土浦市、行方市、鉾田市、小美玉市	
		H24.4.9～：常陸大宮市、守谷市、つくばみらい市	
	原ホシタケ（施設栽培）	H24.4.13～：ひたちなか市、藤沢市	
		H23.10.14～：土浦市、鉾田市	
		H23.11.10～：茨城県	
		H24.5.2～：日立市、常陸大宮市（野生のものに限る。） H24.5.10～：常陸大宮市（野生のものに限る。）	
	水産物	イシガレイ	H24.7.8～：最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、北緯38度の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域 H24.7.5～H25.2.28解除：北緯38度の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上茨城千葉県界の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
		スズキ	H24.4.17～：最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上茨城千葉県界の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
		シロメバル	H24.4.13～：最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上茨城千葉県界の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
		ニホ	H24.4.17～H25.5.14解除：最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上茨城千葉県界の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域 H24.4.19～H25.11.20解除：最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上茨城千葉県界の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
マダラ		H24.4.17～H27.3.24解除：最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上茨城千葉県界の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域	
ヒラメ		H24.4.17～H24.5.30解除：北緯38度の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上茨城千葉県界の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域	
コモンカスベ		H24.8.1～：最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上茨城千葉県界の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域	
アメリカナマズ（養殖を除く。）		H24.4.17～：常陸大宮市、日立市、常陸大宮市、つくばみらい市	
ギンナギ（養殖を除く。）		H24.4.17～H27.3.24解除：霞ヶ浦、北浦及び外島逆浦並びにこれらの湖沼に流入する河川並びに常陸利根川 H24.5.7～：常陸大宮市、日立市、常陸大宮市、つくばみらい市	
ウナギ		H24.8.7～H28.1.30：茨城県内の利根川（支流を含む。） H28.11.12～：茨城県内の利根川のつち増大の下流（支流を含む。）	
肉	イノシシの肉	H23.12.2～H23.12.21一部解除：全域（県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイノシシの肉を除く。） H23.6.2～H25.11.11解除：結城市、鹿嶋市、下妻市、取手市、ひたちなか市、鹿嶋市、潮来市、守谷市、筑西市、稲敷市、かすみづら市、桜川市、神栖市、行方市、つくばみらい市、大洗町、同見町、河内町、五鹿町、利根町、東高村、美浦村	
その他	茶	H23.6.2～H25.10.18解除：古河市、菅野市、坂東市、八千代町、境町 H23.6.2～H24.4.9解除：大子町 H23.6.2～H24.5.23解除：常陸大田市、常陸大宮市 H23.6.2～H24.5.30解除：石岡市、那珂市、城野町 H23.6.2～H24.6.5解除：鉾田市 H23.6.2～H24.7.24解除：水戸市 H23.6.2～H24.8.20解除：高萩市 H23.6.2～H24.9.12解除：日立市 H23.6.2～H24.10.5解除：茨城県 H23.6.2～H24.10.11解除：つくば市 H23.6.2～H25.4.3解除：牛久市 H23.6.2～H25.5.29解除：土浦市、北茨城市、笠間市 H23.6.2～H25.6.17解除：小美玉市	
	栃木県		
	出荷制限		
	野菜類	ホウレンソウ	H23.3.21～4.21解除：那須塩原市、塩谷町 H23.3.21～4.27解除：全域
		カキナ	H23.3.21～4.14解除：全域
		原ホシタケ（露地栽培）	H24.2.16～：那須塩原市、矢板市
			H24.4.10～：さくら市、塩谷町、高根沢町、那須町
			H24.4.10～H28.7.8一部解除：芳賀町（ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原ホシタケ（露地栽培）は出荷制限の対象から除く。） H24.4.10～H27.8.8一部解除：宇都宮町（ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原ホシタケ（露地栽培）は出荷制限の対象から除く。）
			H24.4.11～：益子町
		原ホシタケ（施設栽培）	H24.4.11～H27.2.20一部解除：日光市、大田原市（ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原ホシタケ（露地栽培）は出荷制限の対象から除く。） H24.4.12～：足利市、鹿沼市、真岡市、那須烏山市、上三川町、寄賀町
			H24.4.12～H27.2.20一部解除：茂木町、那珂川町（ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原ホシタケ（露地栽培）は出荷制限の対象から除く。） H24.4.12～：那須市（田舎町を除く。）、壬生町
			H24.2.18～H28.10.28一部解除：那須塩原市（ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原ホシタケ（施設栽培）は出荷制限の対象から除く。） H24.2.18～H28.10.28一部解除：矢板市（ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原ホシタケ（施設栽培）は出荷制限の対象から除く。）
			H24.4.10～：那須町
原ホシタケ（施設栽培）		H24.4.10～H28.8.28一部解除：芳賀町	
		H24.4.12～H27.2.20一部解除：大田原市（ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原ホシタケ（施設栽培）は出荷制限の対象から除く。） H24.5.28～H28.8.28一部解除：さくら市（ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原ホシタケ（施設栽培）は出荷制限の対象から除く。）	
		H24.8.4～H28.4.17一部解除：宇都宮町（ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原ホシタケ（施設栽培）は出荷制限の対象から除く。） H24.8.4～H27.7.7一部解除：壬生町（ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原ホシタケ（施設栽培）は出荷制限の対象から除く。）	
		H24.11.28～H28.10.24一部解除：日光市（ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原ホシタケ（施設栽培）は出荷制限の対象から除く。）	
原ホシタケ（露地栽培）		H23.11.7～：鹿沼市、矢板市	
		H23.11.8～：大田原市、那須塩原市	
		H23.11.14～：足利市、佐野市、真岡市、さくら市、那須烏山市、上三川町、茂木町、市貝町、芳賀町、高根沢町	
		H24.11.8～：宇都宮市 H24.11.8～：塩谷町 H24.11.8～：壬生町	
原ホシタケ（露地栽培）		H23.11.14～：那須塩原市、日光市	
		H24.10.4～：矢板市	
	H24.10.18～：那須町		
	H24.10.19～：佐野市 H24.11.2～：鹿沼市 H24.11.8～：壬生町 H24.11.12～：那珂川町 H24.11.19～：那須烏山市 H24.12.11～：大田原市		
キノコ類（野生のものに限る。）	H24.8.2～：日光市、真岡市、那須塩原市、益子町、那珂川町		
	H24.8.7～：鹿沼市 H24.8.8～：矢板市 H24.8.16～：那須町 H24.8.29～：大田原市		
	H24.10.10～：塩谷町 H24.10.12～：那須烏山市 H24.7.19～：茂木町		
	H24.5.1～：那須塩原市、那須町 H24.5.7～：日光市、大田原市 H24.8.13～：矢板市		
クサソテツ（ごみ）（野生のものに限る。）	H24.5.1～：大田原市、那須町		
	H24.5.2～：那須塩原市		
	H24.5.1～：大田原市、那須町、茂木町 H24.5.2～：宇都宮市、那須烏山市 H24.5.7～：鹿沼市、日光市、矢板市、那須塩原市、塩谷町		
	H24.5.16～：さくら市 H24.5.28～：那珂川町 H24.5.28～：高根沢町 H24.5.29～：市貝町		
サンショウ（野生のものに限る。）	H24.5.1～：宇都宮市、日光市		
	H24.5.14～：那須塩原市 H24.5.18～：大田原市		
ゼンマイ（野生のものに限る。）	H24.5.7～：鹿沼市		
	H24.4.27～：大田原市、矢板市 H24.5.1～：那須町 H24.5.2～：市貝町 H24.5.18～：宇都宮市 H24.4.18～：塩谷町 H24.4.18～：日光市		
タラメ（野生のものに限る。）	H24.5.1～：那須塩原市		
	H24.5.19～：さくら市 H24.5.17～：大田原市、鹿沼市 H24.5.18～：宇都宮市、日光市 H24.5.28～：矢板市		
ワラビ（野生のものに限る。）	H24.8.14～：那須塩原市、那須町 H24.8.18～：大田原市		

※ []の箇所は、出荷制限の対象

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限の指示の実績：平成27年7月1日現在

栃木県		出荷制限
水産物	ヤマメ(養殖を除く。)	H24.9.10～H25.1.23解除 栃木県内の渡良瀬川のうち日光市足尾町内の区間(支流を含む。ただし、庚申川との合流点から下流の部分に限る。) H24.9.10～H25.3.26解除 水呑川(支流を含む。)
	イワナ(養殖を除く。)	H24.6.20～H25.12.17解除 栃木県内の渡良瀬川のうち日光市足尾町内の区間(支流を含む。) H26.5.30～H27.6.23解除 栃木県内の渡良瀬川のうち日光市足尾町内の区間(支流を含む。)
	ウグイ(養殖を除く。)	H24.5.7～H24.9.28解除 大芦川(支流を含む。ただし、荒井川及びその支流を除く。)
		H24.5.30～H24.9.28解除 荒井川(支流を含む。)
肉	牛の肉	H23.8.2～H23.8.25一部解除 宇都宮(県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。)
	イノシシの肉 シカ シカの肉	H23.12.2～H23.12.5一部解除 宇都宮(県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイノシシの肉を除く。)
その他	茶	H23.7.8～H24.6.1解除 栃木市 H23.6.2～H23.3.26解除 大田原市 H23.8.2～H23.5.31解除 鹿沼市
	群馬県	
	出荷制限	
農産物	ホウレンソウ	H23.3.21～4.8解除 宇都宮市
	カキ	H23.3.21～4.8解除 宇都宮市
	キノコ類(野生のものに限る。)	H24.9.26～ 沼田市、高崎町、高崎村
		H24.10.10～ 高山市
H24.10.25～ 高崎町		
水産物	ヤマメ(養殖を除く。)	H24.4.27～ 吾妻川のうち吾妻川から東電電力株式会社久野発電所吾妻川取水施設までの区間(支流を含む。) H24.4.27～H24.11.9解除 薄根川(支流を含む。)
	イワナ(養殖を除く。)	H24.4.27～H24.4.25解除 中川(支流を含む。)
		H24.6.8～ 吾妻川のうち吾妻川から東電電力株式会社久野発電所吾妻川取水施設までの区間(支流を含む。)
	肉	イノシシの肉
クマの肉		H24.8.10～ 宇都宮市
シカの肉		H24.11.14～ 宇都宮市
ヤマドリ		H25.1.23～ 宇都宮市
その他	茶	H23.6.30～H24.5.28解除 桐生市 H23.6.30～H25.6.7解除 渋川市
	埼玉県	
出荷制限		
農産物	キノコ類(野生のものに限る。)	H24.10.16～ 横須賀市、野田町 H24.10.29～ ときがわ町 H24.11.6～ 鳩山町
千葉県		出荷制限
農産物	ホウレンソウ	H23.4.4～4.22解除 旭市、香取市、多古町
	シュンゴク、チンゲンサイ、ササゲ	H23.4.4～4.22解除 旭市
	パセリ	H23.4.4～4.22解除 旭市
	セロリ	H23.4.4～4.22解除 旭市
	タケノコ	H24.4.5～H25.10.23解除 市原市、木更津市
		H24.4.11～H27.1.22解除 船橋市、白井市
		H24.4.11～H25.10.23解除 八千代市
		H24.4.12～H25.10.23解除 船橋市
	原産シイタケ(露地栽培)	H23.10.11～ 養老子町
		H23.10.11～H24.10.14一部解除 香取市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原産シイタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除く。)
		H23.11.18～ 鹿嶋市
		H23.12.22～H24.10.14一部解除 佐倉市
		H24.2.23～ 印西市
		H24.4.18～ 白井市
原産シイタケ(施設栽培)	H24.4.18～ 千原町、八千代町	
	H24.5.18～H24.8.15一部解除 小浜町(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原産シイタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除く。)	
	H24.11.14～H24.10.14一部解除 香取市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原産シイタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除く。)	
	H24.5.18～H24.8.15一部解除 山武市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原産シイタケ(施設栽培)は出荷制限の対象から除く。)	
H24.11.14～H24.11.20一部解除 香取市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原産シイタケ(施設栽培)は出荷制限の対象から除く。)		
H24.12.14～H24.10.14一部解除 香取市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原産シイタケ(施設栽培)は出荷制限の対象から除く。)		
ギンナ	H24.7.18～ 手賀沼及び手賀沼に流入する阿川(支流を含む。)、手賀川(支流を含む。)	
コイ	H23.7.8～ 手賀沼及び手賀沼に流入する阿川(支流を含む。)、手賀川(支流を含む。)	
ウナギ	H23.11.12～ 千葉県内の利根川のうち橋大橋の下流(支流を含む。ただし、印旛緑水橋及び印旛水門の上流、両橋用水第一黒水橋の下流、八幡川、与田浦川及び与田浦川を除く。)	
肉	イノシシの肉	H24.11.5～H23.1.18一部解除 宇都宮(県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイノシシの肉を除く。)
その他	茶	H23.6.2～9.7解除 大網白里町 H23.7.4～H24.5.21解除 勝浦市 H23.6.2～H24.5.25解除 八街市 H23.6.2～H24.5.26解除 野田市、富里市、山武市 H23.6.2～H25.5.13解除 成田市
	神奈川県	
	出荷制限	
	その他	茶
新潟県		出荷制限
肉	クマの肉	H24.11.5～ 宇都宮市及び厚木市を除く。
山梨県		出荷制限
農産物	キノコ類(野生のものに限る。)	H24.10.28～ 富士吉田市、富士河口湖町、鳴沢村
長野県		出荷制限
農産物	キノコ類(野生のものに限る。)	H24.8.20～ 飯沼町、野代町
		H24.10.17～ 小諸町、南牧村
	コシアブラ	H24.10.11～ 佐久市
		H24.10.21～ 佐久町
静岡県		出荷制限
農産物	キノコ類(野生のものに限る。)	H24.11.5～ 御殿場市、小山町 H25.10.3～ 富士宮市、富士市 H26.10.7～ 裾野市

※ 〇の箇所は、出荷制限の対象

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する摂取制限の指示の実績：平成27年7月1日現在

福島県		摂取制限
非結球性葉菜類(ホウレンソウ、コマツナ等)	H23.3.23～ 下記の地域以外	
	H23.3.23～5.4解除：白河市、いわき市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村	
	H23.3.23～5.11解除：会津若松市、喜多方市、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北塩原村、湯川村、昭和村、檜枝岐村	
	H23.3.23～5.25解除：新地町、相馬市、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峠、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字葉師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。)	
	H23.3.23～6.1解除：郡山市、須賀川市、田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村	
	H23.3.23～6.23解除：福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町(山木屋の区域を除く。)、大玉村	
	H23.3.23～11.4解除：広野町、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)	
結球性葉菜類(キャベツ等)	H23.3.23～ 下記の地域以外	
	H23.3.23～4.27解除：会津若松市、喜多方市、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北塩原村、湯川村、昭和村、檜枝岐村	
	H23.3.23～5.4解除：郡山市、須賀川市、田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、いわき市、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村	
	H23.3.23～5.11解除：福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町(山木屋の区域を除く。)、大玉村、白河市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村	
	H23.3.23～5.25解除：新地町、相馬市、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峠、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字葉師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。)	
	H23.3.23～10.28解除：広野町、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)	
	H23.3.23～H25.3.29解除：田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)	
アブラナ科の花蕾類(ブロッコリー、カリフラワー等)	H23.3.23～ 下記の地域以外	
	H23.3.23～4.27解除：白河市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村)	
	H23.3.23～5.4解除：いわき市	
	H23.3.23～5.11解除：郡山市、須賀川市、田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村	
	H23.3.23～5.18解除：会津若松市、磐梯町、猪苗代町、喜多方市、北塩原村、西会津町、会津美里町、会津坂下町、湯川村、柳津町、三島町、金山町、昭和村、南会津町、下郷町、檜枝岐村、只見町	
	H23.3.23～6.15解除：新地町、相馬市、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峠、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字葉師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。)、福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町(山木屋の区域を除く。))及び大玉村	
	H23.3.23～10.28解除：広野町、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)	
原ホシイタケ(露地)	H23.4.13～： 飯館村	
	H23.9.6～： 棚倉町(※賞根菌に属する野生キノコに限る)	
	H23.9.15～： いわき市、棚倉町	
キノコ類(野生のものに限る。)	H23.9.20～： 南相馬市	
水産物 イカナゴの稚魚 ヤマメ(養殖を除く。)	H23.4.20～H24.6.22解除： 全域	
	H24.3.29～： 新田川(支流を含む。)	
肉 イノシシの肉	H23.11.9～： 相馬市、南相馬市、広野町、棚倉町、富岡町、大館町、双葉町、浪江町、新地町、川内村、葛尾村、飯館村	
	H23.11.25～： 福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町、大玉村	

※ の箇所は摂取制限の対象